

第8章 参考資料

1 障がい者の定義

法律に基づく障がい者の定義は、以下のとおりです。

障害者基本法

第二条 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

障害者総合支援法

第四条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であつて十八歳以上であるものをいう。

2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいう。

身体障害者福祉法

第四条 この法律において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある十八歳以上の者であつて、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。

知的障害者福祉法

知的障がい者の定義はないが、香川県の療育手帳制度要綱に規定する手帳の交付対象は、原則として香川県に居住する者で、香川県障害福祉相談所において知的障害であると判定された者に対して交付するとされている。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

第五条 この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。

児童福祉法

第四条の二 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童又は知的障害のある児童をいう。

発達障害者支援法

第二条の二 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。

2 東かがわ市障がい者計画・障害福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画（以下「計画」という。）の策定に関し必要な事項を検討するため、東かがわ市障がい者計画及び障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員若干名をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市民
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 相談支援事業者
- (4) 障害福祉団体関係者
- (5) 特別支援学校関係者
- (6) 市長が特に必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、計画の策定をもって終了するものとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は会務を統括し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員任命後最初の策定委員会は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民部福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年7月1日から施行する。

(東かがわ市障害福祉計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 東かがわ市障害福祉計画策定委員会設置要綱（平成 18 年東かがわ市告示第 65 号）は、
廃止する。

附 則（平成 23 年 8 月 5 日告示第 60 号）

この告示は、平成 23 年 8 月 5 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 27 日告示第 29 号）

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 26 日告示第 122 号）

この告示は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

3 東かがわ市障害福祉計画・障がい児福祉計画策定委員会委員

番号	要綱上の区分	氏名	所属
1	市民	木村 陽子	ら・ぱん
2		杉浦 美矢子	東かがわ市たけのこ教室
3	障害福祉サービス事業者	浦辺 有子	特定非営利活動法人 東香川障害者自立支援センター
4		松下 和子	特定非営利活動法人 福栄なごみの会
5		長町 俊浩	社会福祉法人 東かがわ市社会福祉協議会
6	相談支援事業者	和泉 可奈	社会福祉法人 祐正福祉会 障害者生活支援センターましみず
7		殿脇 加越里	社会福祉法人 恵愛福祉事業団 相談支援センター白鳥
8		河崎 敦子	医療法人社団 光風会 地域活動支援センタークリマ
9	障害福祉団体関係者	井上 健治郎	東かがわ市身体障がい者協会
10		宮脇 恵	あっとほ～む
11	特別支援学校関係者	淀谷 将	香川県立香川東部支援学校
12	市長が特に必要と認める者	植村 久美子	社会福祉法人 恵愛福祉事業団 障害者就業・生活支援センター共生
13		高橋 一弘	香川県東讃保健福祉事務所

(順不同、敬称略)

委員長： 植村 久美子

職務代理者： 和泉 可奈

東かがわ りっぷプラン

障がい者計画編（第4期）
令和3年度～令和8年度
障害福祉計画編（第7期）
（第3期障がい児福祉計画を含む）
令和6年度～令和8年度

令和6年 3月

発行：東かがわ市役所市民部福祉課

〒769-2792 香川県東かがわ市湊 1847 番地 1

TEL：0879-26-1228 FAX：0879-26-1338